

令和 7 年 9 月 3 日

備前市議会第 5 回定例会議案書

備 前 市

備前市議会第5回定例会付議事件

議案第81号	令和7年度備前市一般会計補正予算(第5号)
議案第82号	令和7年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第83号	令和7年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
議案第84号	令和7年度備前市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第85号	令和7年度備前市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)
議案第86号	令和7年度備前市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
議案第87号	令和7年度備前市企業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
議案第88号	令和7年度備前市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第89号	令和7年度備前市下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第90号	備前市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第91号	備前市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第92号	備前市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第93号	備前市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第94号	備前市船舶等の係留保管の適正化に関する条例の制定について
議案第95号	令和6年度備前市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第96号	令和6年度備前市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第97号	令和6年度備前市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第98号	令和6年度備前市三石財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第99号	令和6年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第100号	令和6年度備前市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第101号	令和6年度備前市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第102号	令和6年度備前市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第103号	令和6年度備前市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第104号	令和6年度備前市宅地造成分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第105号	令和6年度備前市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第106号	令和6年度備前市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第107号	令和6年度備前市水道事業会計決算の認定について
議案第108号	令和6年度備前市下水道事業会計決算の認定について
議案第109号	令和6年度備前市病院事業会計決算の認定について
議案第110号	残土処分場調整池整備工事の請負契約の変更について
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
報告第15号	継続費精算報告書の報告について
報告第16号	令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第81～89号

令和7年度備前市補正予算を定めることについて

下記の補正予算を定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年9月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

記

- 議案第81号 令和7年度備前市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第82号 令和7年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第83号 令和7年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第84号 令和7年度備前市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第85号 令和7年度備前市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第86号 令和7年度備前市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第87号 令和7年度備前市企業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第88号 令和7年度備前市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第89号 令和7年度備前市下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第90号

備前市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

備前市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(備前市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 備前市職員の育児休業等に関する条例(平成17年備前市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第7条中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第8条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」の承認は、備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年備前市条例第46号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終りにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は」に、「又は勤務時間条例」を「又は備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年備前市条例第46号)」に改め、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第8条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第8条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第8条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第8条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第8条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第9条第1項中「除く。)が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加え、同条第2項中「会計年度任用職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第10条中「第5条の規定は、部分休業について準用する。」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。」に改める。

(備前市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 備前市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年備前市条例第210号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「第8条」の次に「及び第8条の2」を加える。

(備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成27年備前市条例第23号)

の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「第8条」の次に「及び第8条の2」を加える。

(備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年備前市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、備前市職員の育児休業等に関する条例(平成17年備前市条例第47号。

以下「育児休業条例」という。)第11条第1項の措置を講じるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 育児休業条例第11条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(備前市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げ

る範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の備前市職員の育児休業等に関する条例第8条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

備前市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員____を除く。 ____。)とする。 (第1号部分休業の承認) 第8条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は____ ____ ____ ____、1日を通じて2時間____、1日を通じて2時間(労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く____。)とする。 (部分休業の承認) 第8条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年備前市条例第46号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間(労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))

又は備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年備前市条例第46号)第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。	又は備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年備前市条例第46号)第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。
2 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合)あつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	2 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合)あつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。
(第2号部分休業の承認)	(第2号部分休業の承認)
第8条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。	第8条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。
(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある	(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある

場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき

き 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残

時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第8条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第8条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第8条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の

養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第9条 職員(会計年度任用職員を除く。)が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合</u>には、給与条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 会計年度任用職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合</u>には、備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年備前市条例第55号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第16条及び第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。 (1)・(2) (略) (部分休業の承認の取消事由) 第10条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第9条 職員(会計年度任用職員を除く。)が<u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合</u>には、給与条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 会計年度任用職員が<u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合</u>には、備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年備前市条例第55号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第16条及び第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。 (1)・(2) (略) (部分休業の承認の取消事由) 第10条 第5条の規定は、部分休業について準用する。
---	--

備前市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改 正 案	現 行
(給与の減額) 第17条 (略)	(給与の減額) 第17条 (略)
2 職員が部分休業(備前市職員の育児休業等に関する条例(平成17年備	2 職員が部分休業(備前市職員の育児休業等に関する条例(平成17年備

前市条例第47号)第8条及び第8条の2に規定する部分休業、備前市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年備前市条例第36号)第2条に規定する高齢者部分休業及び備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3に規定する子育て部分休業をいう。)又は介護休暇(同条例第15条に規定する介護休暇をいう。)若しくは介護時間(同条例第15条の2に規定する介護時間をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	前市条例第47号)第8条に規定する部分休業、備前市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年備前市条例第36号)第2条に規定する高齢者部分休業及び備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3に規定する子育て部分休業をいう。)又は介護休暇(同条例第15条に規定する介護休暇をいう。)若しくは介護時間(同条例第15条の2に規定する介護時間をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
---	--

備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表(第3条関係)

改正案		現	行
(給与の減額)	(給与の減額)		
第17条 (略)	第17条 (略)		
2 職員が部分休業(備前市職員の育児休業等に関する条例(平成17年備前市条例第47号)第8条及び第8条の2に規定する部分休業、備前市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年備前市条例第36号)第2条に規定する高齢者部分休業及び休暇等条例第15条の3に規定する子育て部分休業をいう。)又は介護休暇(休暇等条例第15条に規定する介護休暇をいう。)若しくは介護時間(休暇等条例第15条の2に規定する介護時間をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	2 職員が部分休業(備前市職員の育児休業等に関する条例(平成17年備前市条例第47号)第8条に規定する部分休業、備前市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年備前市条例第36号)第2条に規定する高齢者部分休業及び休暇等条例第15条の3に規定する子育て部分休業をいう。)又は介護休暇(休暇等条例第15条に規定する介護休暇をいう。)若しくは介護時間(休暇等条例第15条の2に規定する介護時間をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。		

備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表(第4条関係)

改 正 案	現 行
(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第17条の2 任命権者は、備前市職員の育児休業等に関する条例(平成17年備前市条例第47号。以下「育児休業条例」という。)第11条第1項の措置を講じるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならぬ。 (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置 (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 育児休業条例第11条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号にお	

	いて「<u>育児期両立支援制度等</u>」という。)その他の事項を知らせるための措置 (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するため</u>の措置 (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>
--	--

議案第91号

備前市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市立公民館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市立公民館設置条例の一部を改正する条例

備前市立公民館設置条例(平成17年備前市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表中「備前市西片上17番地2」を「備前市西片上1226番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第91号参考資料

備前市立公民館設置条例新旧対照表

改 正 案		現 行	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(3) 地区公民館		(3) 地区公民館	
名称	位置	名称	位置
備前市立西鶴山公民館	備前市島田102番地1	備前市立西鶴山公民館	備前市島田102番地1
備前市立香登公民館	備前市香登本745番地1	備前市立香登公民館	備前市香登本745番地1
備前市立伊部公民館	備前市伊部2264番地2	備前市立伊部公民館	備前市伊部2264番地2
備前市立片上公民館	備前市西片上1226番地	備前市立片上公民館	備前市西片上17番地2
備前市立伊里公民館	備前市友延409番地	備前市立伊里公民館	備前市友延409番地
備前市立東鶴山公民館	備前市佐山2616番地	備前市立東鶴山公民館	備前市佐山2616番地
備前市立三石公民館	備前市三石1094番地	備前市立三石公民館	備前市三石1094番地
備前市立日生東公民館	備前市日生町寒河3961番地2	備前市立日生東公民館	備前市日生町寒河3961番地2
備前市立日生南公民館	備前市日生町日生2794番地1	備前市立日生南公民館	備前市日生町日生2794番地1
備前市立神根公民館	備前市吉永町神根本911番地	備前市立神根公民館	備前市吉永町神根本911番地
備前市立三国公民館	備前市吉永町都留岐319番地	備前市立三国公民館	備前市吉永町都留岐319番地
備前市立和意谷公民館	備前市吉永町和意谷1423番地2	備前市立和意谷公民館	備前市吉永町和意谷1423番地2

議案第92号

備前市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市体育施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市体育施設設置条例の一部を改正する条例

備前市体育施設設置条例(平成17年備前市条例第111号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

備前市三石運動公園	体育館	備前市三石31番地1
	運動場	
	庭球場	

を

」

「

備前市三石運動公園	運動場	備前市三石31番地1
	庭球場	

に

」

改める。

別表第1中

備前市三石運動公園	体育館	午前9時から午後9時まで	12月29日から翌年1月3日 までの日	を
	運動場	午前6時から午後9時まで		
	庭球場	(夜間照明については、 点灯後2時間まで)		

備前市三石運動公園	運動場	午前6時から午後9時まで	12月29日から翌年1月3日 までの日	に
	庭球場	(夜間照明については、 点灯後2時間まで)		

改める。

別表第2(1) 備前市三石運動公園を次のように改める。

(1) 備前市三石運動公園

(運動場使用料)

施設使用料

(1 時間当たり)

使用区分	金額
スポーツ、レクリエーション活動	無料
営利又は宣伝を目的とする場合	1,382 円
その他の催物	690 円

照明使用料

(1 時間当たり)

使用区分	金額
1 基×56 灯=56 灯	1,750 円

(庭球場使用料)

施設使用料

使用区分	単位	金額
スポーツ・レクリエーション活動	—	無料

照明使用料

(1 時間当たり)

使用区分	金額
1 基×16 灯=16 灯	490 円

備考

- 1 特別の設備に要する費用は、使用者負担とする。
- 2 使用時間は、準備、片付け等を含んだ時間とする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 4 消耗品は、実費負担とする。
- 5 照明使用料について、営利又は宣伝を目的とする場合は、その金額に2を乗じた金額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第92号参考資料

備前市体育施設設置条例新旧対照表

改 正 案			現 行		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置		名称	位置	
備前市三石運動公園	運動場	備前市三石31番地1	備前市三石運動公園	体育館	備前市三石31番地1
	庭球場			運動場	
備前市日生運動公園	体育館	備前市日生町寒河380番地36	備前市日生運動公園	庭球場	
	スポーツ広場	備前市日生町寒河380番地64		体育館	備前市日生町寒河380番地36
アーチェリー場	アーチェリー		スポーツ広場	スポーツ広場	備前市日生町寒河380番地64
	場			アーチェリー場	
備前市日生武道場		備前市日生町日生630番地1	備前市日生武道場		備前市日生町日生630番地1
備前市日生温水プール		備前市日生町寒河380番地80	備前市日生温水プール		備前市日生町寒河380番地80
備前市吉永B&G海洋センター	体育館	備前市吉永町吉永中291番地4	備前市吉永B&G海洋センター	体育館	備前市吉永町吉永中291番地4
	武道場			武道場	
グラウンド	グラウンド		グラウンド	グラウンド	
	艇庫	備前市吉永町南方1397番地		艇庫	備前市吉永町南方1397番地
備前市吉永テニスコート		備前市吉永町吉永中291番地4	備前市吉永テニスコート		備前市吉永町吉永中291番地4
別表第1(第6条関係)			別表第1(第6条関係)		
施設名	使用時間	休館日	施設名	使用時間	休館日

備前市三石運動公園	運動場	午前6時から午後9時まで (夜間照明については、点灯後2時間まで)	12月29日から翌年1月3日までの日
	庭球場		
備前市日生運動公園	体育館	午前9時から午後9時まで	(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日等」という。))に当たるときは、その翌日(5月4日、5月5日を除く。))
	スポーツ広場		
	アーチェリー場		
備前市日生武道場			
備前市吉永B体育館 &G海洋センター	温水プール	午前9時から午後9時まで	(2) 祝日等(5月3日、5月4日を除く。)の翌日
	艇庫	4月から9月までは、午前9時から午後5時まで	(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日
		10月から3月までは、午前10時から午後3時まで	
グラウンド		4月から9月までは、	
備前市三石運動公園		午前9時から午後9時まで	12月29日から翌年1月3日まで
備前市三石運動公園	庭球場	午前6時から午後9時まで (夜間照明については、点灯後2時間まで)	12月29日から翌年1月3日まで
	庭球場		
備前市日生運動公園	体育館	午前9時から午後9時まで	(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日等」という。))に当たるときは、その翌日(5月4日、5月5日を除く。))
	スポーツ広場		
	アーチェリー場		
備前市日生武道場			
備前市吉永B体育館 &G海洋センター	温水プール	午前9時から午後9時まで	(2) 祝日等(5月3日、5月4日を除く。)の翌日
	艇庫	4月から9月までは、午前9時から午後5時まで	(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日
		10月から3月までは、午前10時から午後3時まで	
グラウンド		4月から9月までは、	

	午前9時から午後6時まで
	10月から3月までは、午前9時から午後5時まで
	夜間照明施設 (グラウンド、テニスコート)
	日没前30分から午後9時30分まで (グラウンド、テニスコート)ただし、12月から3月までは使用しない。
備前市吉永テニスコート	4月から9月までは、午前9時から午後6時まで
	10月から3月までは、午前9時から午後5時まで

別表第2(第11条、第14条関係)

(1) 備前市三石運動公園

	グラウンド	時まで
		4月から9月までは、午前9時から午後6時まで
		10月から3月までは、午前9時から午後5時まで
		夜間照明施設 (グラウンド、テニスコート)
備前市吉永テニスコート		4月から9月までは、午前9時から午後6時まで
		10月から3月までは、午前9時から午後5時まで

別表第2(第11条、第14条関係)

(1) 備前市三石運動公園

(体育館使用料)

施設使用料(器具及び用具使用料を含む。)		(1時間当たり)
使用区分	金額	
スポーツ、レクリエーション活動	無料	
営利又は宣伝を目的とする場合		2,765円
その他の催物		1,360円
照明使用料		(1時間当たり)
使用区分	金額	
1基×18灯＝18灯		220円
(運動場使用料)		
施設使用料		(1時間当たり)
使用区分	金額	
スポーツ、レクリエーション活動	無料	
営利又は宣伝を目的とする場合		1,382円
その他の催物		690円
照明使用料		(1時間当たり)
使用区分	金額	

(運動場使用料)		(1時間当たり)
使用区分	金額	
スポーツ、レクリエーション活動	無料	
営利又は宣伝を目的とする場合		1,382円
その他の催物		690円
照明使用料		(1時間当たり)
使用区分	金額	

1基×56灯＝56灯	1,750円	1基×56灯＝56灯	1,750円
(庭球場使用料)		(庭球場使用料)	
施設使用料		施設使用料	
使用区分	単位	使用区分	単位
スポーツ・レクリエーション活動	—	スポーツ・レクリエーション活動	—
照明使用料		照明使用料	
(1時間当たり)		(1時間当たり)	
使用区分	金額	使用区分	金額
1基×16灯＝16灯	490円	1基×16灯＝16灯	490円
備考		備考	
1 特別の設備に要する費用は、使用者負担とする。		1 特別の設備に要する費用は、使用者負担とする。	
2 使用時間は、準備、片付け等を含んだ時間とする。		2 使用時間は、準備、片付け等を含んだ時間とする。	
3 1時間に満たない時間は、1時間とする。		3 1時間に満たない時間は、1時間とする。	
4 消耗品は、実費負担とする。		4 消耗品は、実費負担とする。	
5 照明使用料について、営利又は宣伝を目的とする場合は、その金額に2を乗じた金額とする。		5 照明使用料について、営利又は宣伝を目的とする場合は、その金額に2を乗じた金額とする。	
(2)～(6) (略)		(2)～(6) (略)	

議案第93号

備前市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

備前市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市下水道条例の一部を改正する条例

備前市下水道条例(平成17年備前市条例第197号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「(軽微な工事を除く。)は」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第93号参考資料
備前市下水道条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(排水設備指定工事店の指定) 第7条の2 排水設備の新設等の工事は、次の各号に掲げる工事を除き、市長が排水設備の工事に関し技能を有する者として指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。 (1) <u>軽微な工事</u> (2) <u>災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事</u> 2・3 (略)	(排水設備指定工事店の指定) 第7条の2 排水設備の新設等の工事(<u>軽微な工事を除く。</u>)は、市長が排水設備の工事に関し技能を有する者として指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。 2・3 (略)

議案第94号

備前市船舶等の係留保管の適正化に関する条例の制定について

備前市船舶等の係留保管の適正化に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市船舶等の係留保管の適正化に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 放置の禁止(第6条・第7条)
- 第3章 船舶等の移動等(第8条—第11条)
- 第4章 広報・啓発等(第12条)
- 第5章 雑則(第13条・第14条)
- 第6章 罰則(第15条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市有財産のうち、河川法(昭和39年法律第167号)の適用又は準用がない河川、湖沼、ため池、用排水路、堤防、溝その他の土地、水面(以下「普通河川等」という。)及びこれらの附属物内における船舶等の係留保管の秩序を確立し、もって水域利用の適正化と良好な生活環境、都市景観の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 船舶等 船舶(浮揚力を利用する構造をもって、貨物又は人を積載し、自航、非航を問わず水面を移動するために用いられるものをいう。)及び当該船舶の係留の用に供する工作物をいう。
- (2) 所有者等 船舶等の所有権、占有権又は使用权を有する者をいう。
- (3) 係留保管 船舶等を、水上においては浮棧橋、係船ぐい等につなぎ留め、又は係船浮標を用いて停留させ、陸上においては船台等に定置させるなどして保管することをいう。
- (4) 係留保管施設 船舶等を係留保管するために整備した次に掲げる施設をいう。
 - ア 国又は地方公共団体が設置した施設
 - イ 国又は地方公共団体以外の者が、法令に定める手続を経て設置した施設
- (5) 放置 船舶に所有者等が乗船していない等、直ちに移動できないような状態で普通河川等に係留する、又は置くことをいう。
- (6) 廃船 老朽、破損のため船舶としての機能を喪失し、又は所有者等が不要としたことにより船舶等の用途を廃止することをいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、正当な権原に基づき係留保管施設又は係留保管を行う場所(以下「係留保管施設等」という。)を確保し、船舶等を適正に係留保管しなければならない。

- 2 所有者等は、関係法令等を遵守するとともに、他の船舶の航行の安全及び秩序ある水域利用の確保並びに周辺の生活環境及び都市景観の保全に配慮して、船舶等の適正な利用に努めなければならない。
- 3 所有者等は、船舶を廃船としたときは、これを適正に処理しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、係留保管施設の整備の促進を図るとともに、船舶等の適正な係留保管の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 船舶等の製造、輸入、販売又は保管を業とする者(以下「事業者」という。)は、所有者等に対して適正な係留保管に関する啓発、情報の提供その他必要な措置を講じるよう努めるとともに、市が実施する係留保管施設の整備及び船舶等の適正な係留保管の推進に関する施策に協力するものとする。

- 2 事業者は、所有者等に対し、船舶等の利用上の基本的な秩序について周知させるよう広報及び啓発に努めるものとする。

第2章 放置の禁止

(放置禁止区域の指定)

第6条 市長は、船舶等の放置を特に規制する必要がある普通河川等を船舶等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定したときは、これを公告するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(放置禁止区域内の禁止行為)

第7条 何人も、放置禁止区域内において、みだりに船舶等を捨て、又は放置してはならない。

第3章 船舶等の移動等

(放置禁止区域の放置に対する指導等)

第8条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、船舶等を係留保管施設等に移動するよう指導し、若しくは勧告し、又は命じることができる。

(船舶等の移動)

第9条 前条の命令を受けた者がその措置を履行しない場合における代執行に関しては、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところによる。

(所有者等が不明の場合の措置)

第10条 市長は、第8条の規定により船舶等の移動について必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失なく当該措置を命じるべき所有者等を確知することができないときは、当該措置を自ら行い、又は第三者をしてこれを行わせることができる。この場合において、市長は、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、自ら又は第三者が当該措置を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により船舶等を移動し、又は移動させたときは、当該船舶等を保管しなければならない。

3 市長は、前項の規定により船舶等を保管したときは、当該船舶等の所有者等に対し当該船舶等を返還するため、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公告しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により保管した船舶等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、規則で定めるところにより、当該船舶等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 前項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 第1項から第4項までに規定する船舶等の移動、保管、公告その他の措置に要した費用は、当該船舶等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

7 第3項の規定による公告の日から起算して6月を経過してもなお第2項の規定により保管した船舶等(第4項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該船舶等の所有権は市に帰属する。

(立入調査)

第11条 市長は、第8条の規定による指導若しくは勧告又は命令を行うため必要がある場合は、職員に放置されている船舶等に立ち入り、所有者等を確認するため必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 広報・啓発等

第12条 市と関係機関は連携して、所有者等に対し、その責務についての自覚を促すため、船舶等に係る法令等や利用上の基本的な秩序について周知させるなど、広報及び啓発活動に努めるものとする。

第5章 雑則

(適用上の注意等)

第13条 この条例の適用に当たっては、この条例の規定が他の法令に基づく措置を妨げるものと解釈してはならない。

- 2 河川法第3条第1項の河川及び同法第100条第1項の規定により二級河川に関する規定が準用される河川(河川管理者が管理するこれらの河川区域と他の法令に基づく管理区域とが重複する河川区域のうち、市長が当該河川の河川管理者と協議して定める区域を除く。)における船舶等の放置の規制については、第2章及び第3章の規定にかかわらず、河川法の定めるところによる。この場合において、市長は、必要と認めるときは、当該河川の河川管理者に船舶等の放置の規制措置を講じるよう要請するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第15条 第7条の規定に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第95～109号

令和6年度決算の認定について

下記の令和6年度の決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

記

- 議案第95号 令和6年度備前市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第96号 令和6年度備前市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第97号 令和6年度備前市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第98号 令和6年度備前市三石財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第99号 令和6年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第100号 令和6年度備前市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第101号 令和6年度備前市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第102号 令和6年度備前市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第103号 令和6年度備前市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第104号 令和6年度備前市宅地造成分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第105号 令和6年度備前市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第106号 令和6年度備前市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第107号 令和6年度備前市水道事業会計決算の認定について
- 議案第108号 令和6年度備前市下水道事業会計決算の認定について
- 議案第109号 令和6年度備前市病院事業会計決算の認定について

議案第110号

残土処分場調整池整備工事の請負契約の変更について

令和7年備前市議会第2回臨時会において承認された残土処分場調整池整備工事の請負契約を次のとおり変更する。

記

変更事項	変更前	変更後
工 期	令和7年9月30日	令和8年2月28日

令和7年9月3日提出

備前市長 長 崎 信 行



報告第6号

専決処分(専決第9号 残土処分場調整池整備工事の請負契約の変更)の承認を求
めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和7年5月23日提出

備前市長 長 崎 信 行

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和7年3月31日

備前市長 吉 村 武 司

専決第9号 残土処分場調整池整備工事の請負契約の変更

残土処分場調整池整備工事の請負契約の変更

令和5年備前市議会第5回定例会において可決された残土処分場調整池整備工事の請負契約を次のとおり変更する。

記

変更事項	変更前	変更後
工 期	令和7年3月31日	令和7年9月30日



議案第120号

残土処分場調整池整備工事の請負契約締結について

このことについて、下記により請負契約を締結する。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 残土処分場調整池整備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 備前市 三石 地内 |
| 3 契 約 の 方 法 | 公募型プロポーザル |
| 4 契 約 金 額 | 187,000,000円 |
| 5 工 期 | 着 手 本議案議決の日の翌日
完 成 令和7年3月31日 |
| 6 契約の相手方 | 備前市香登西745-1
残土処分場調整池整備工事
株式会社紀井建設・光明工業株式会社建設工事共同企業体
代表者 株式会社紀井建設
代表取締役 紀井 崇
構成員 光明工業株式会社
代表取締役 松原 利明 |

令和5年11月29日提出

備前市長 吉 村 武 司

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
備前市*****	細 見 伸 子	昭和*年*月*日生
備前市*****	三 村 京 子	昭和*年*月*日生
備前市*****	谷 原 純 子	昭和*年*月*日生

令和7年9月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

諮問第1号参考資料

履 歴 書

現 住 所 備前市*****
氏 名 細^{ほそ} 覓^み 伸^{のぶ} 子^こ
生 年 月 日 昭和*年*月*日生(*歳)

学 歴

公 職 歴

職 歴

履 歴 書

現 住 所 備前市*****
氏 名 三 村 京 子
生 年 月 日 昭和*年*月*日生(*歳)

学 歴

公 職 歴

職 歴

そ の 他

履 歴 書

現 住 所 備前市*****
氏 名 谷 原 純 子
生 年 月 日 昭和*年*月*日生(*歳)

学 歴

公 職 歴

職 歴

報告第15号

継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定に基づき、継続費精算報告書について、別紙のとおり報告する。

令和7年9月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較					
				左の財源内訳				左の財源内訳				年割額 と支出 済額の 差	左の財源内訳				
				年割額	特定財源			一般 財源	支出 済額	国県 支出金	地方債		その他	一般 財源	特定財源		その他
					国県 支出金	地方債	その他								国県 支出金	地方債	
衛生費	保健衛生費	野谷坑 廃水処 理場改 修事業	2	209,682,000	183,470,000			26,212,000	82,200,000	71,925,000			10,275,000	△ 127,482,000	△ 111,545,000	0	△ 15,937,000
			3	426,195,000	372,920,000			53,275,000	97,320,000	85,155,000			12,165,000	△ 328,875,000	△ 287,765,000	0	△ 41,110,000
			4	415,459,000	363,525,000			51,934,000	426,195,000	372,920,000			53,275,000	10,736,000	9,395,000	0	1,341,000
			5	149,545,000	130,850,000			18,695,000	415,459,000	363,526,000			51,933,000	265,914,000	232,676,000	0	33,238,000
			6	315,519,000	276,078,000			39,441,000	227,751,700	199,282,000			28,469,700	△ 87,767,300	△ 76,796,000	0	△ 10,971,300
			計	1,516,400,000	1,326,843,000	0	0	189,557,000	1,248,925,700	1,092,808,000		0	0	156,117,700	△ 267,474,300	△ 234,035,000	0

報告第16号

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年9月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

健全化判断比率

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.99) 「20.00」	— (17.99) 「30.00」	8.6 (25.0) 「35.0」	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額若しくは連結実質赤字額がない場合又は実質公債費比率若しくは将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載しています。
- 2 早期健全化基準を丸括弧内に、財政再生基準をかぎ括弧内に記載しています。

資金不足比率

(単位 %)

特別会計等の名称	資金不足比率
備前市水道事業会計	— (20.0)
備前市下水道事業会計	— (20.0)
備前市病院事業会計	— (20.0)
備前市浄化槽整備事業特別会計	— (20.0)
備前市宅地造成分譲事業特別会計	— (20.0)
備前市企業用地造成事業特別会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を丸括弧内に記載しています。